

投資情報

「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」の改訂

～外商投資プロジェクト認可権限の更なる委譲～

2014年12月27日付で『国家発展改革委員会による「国外投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」と「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」の関連条項の改訂に関する決定』（国家発展改革委員会令第20号以下、“20号令”と表記）が公布されました。これは、外商投資プロジェクトの審査承認や届出手続きの詳細を定める「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」（2014年6月19日施行、国家発展改革委員会令第12号、以下“12号弁法”と表記）の内容を、2014年10月30日付で国務院が改訂した「政府が審査承認を行う投資プロジェクト目録（2014年版）」（以下、“政府認可目録（2014年版）”と表記）に整合させるための措置です。

1. 背景

企業が投資を行う際に政府の審査承認を経るべきプロジェクト及びその権限は、国務院が定める政府認可目録において12の分野¹に分けて規定されています。外商投資プロジェクトもこのうちの1分野であり、総投資額や「外商投資産業指導目録」（以下、“指導目録”）における分類（奨励類、許可類、制限類、禁止類）等により認可権限が定められています。政府認可目録（2014年版）の公布により、外商投資プロジェクト認可権限の下部機関への更なる委譲が実施されていました。

一方、国家発展改革委員会が外商投資プロジェクトの審査承認や届出手続きについて実務面の詳細を定める12号弁法はこれまで対応する改訂が行われておらず、政府認可目録（2014年版）の施行によるプロジェクト認可権限委譲の進展に対応できていませんでした。

2. 改訂のポイント

政府認可目録（2014年版）の施行により、外商投資プロジェクトの認可権限の下部機関への更なる委譲が進みました。政府認可目録改訂前後の権限比較は下表の通りです。

¹ 農業水利、エネルギー、交通運輸、情報産業、原材料、機械製造、軽工業、ハイテク技術、都市建設、社会事業、外商投資、国外投資の12分野。

外商投資プロジェクト認可権限の比較

政府認可目録(2013年版)				政府認可目録(2014年版)			
総投資額	奨励類	許可類	制限類	総投資額	奨励類	許可類	制限類
3億米ドル以上	*1	地方投資 主管部門 (届出)	*3 国家発展 改革部門 (審査申請)	10億米ドル以上	*1	地方投資 主管部門 (届出)	*3 国家発展 改革部門 (審査申請)
3億米ドル未満 ～ 5,000万米ドル 以上	*2 地方投資 主管部門 (届出)			10億米ドル未満 ～ 1億米ドル以上	*2 地方投資 主管部門 (届出)		
5,000万米ドル 未満				1億米ドル未満			

- *1:「指導目録」において中方持分支配要求があるプロジェクトは、国家発展改革委員会が審査承認する
 *2: 同上 地方投資主管部門が審査承認する
 *3:「指導目録」における制限類の不動産プロジェクトは省級政府が審査承認する

上図の通り、制限類プロジェクトに関する省級政府の認可権限が、これまでの総投資額 5,000 万米ドル未満から、1 億米ドル未満まで拡大されています。また、指導目録において中方持分支配要求のある奨励類プロジェクトに対しては、依然として国家発展改革委員会もしくは地方政府の審査承認が求められていますが、地方政府の権限が以前の 3 億米ドル未満から 10 億米ドル未満へと引き上げられました。

今回の 12 号弁法の改訂箇所は、実質上、外商投資プロジェクトの認可権限に関する事項のみです²。改訂前は政府認可目録(2013 年版)に基づき審査承認制を適用する外商投資プロジェクトが規定されていましたが、20 号令により、今後はその時々で有効な政府認可目録に従って執行されるべき旨の記載に改訂されました。

従って、外商投資プロジェクトの認可権限は政府認可目録(2014 年版)により定められ、審査承認や届出手続きは 12 号弁法に則って執行されます。また、今後、指導目録の改訂が行われる可能性がありますので、自社の分類に変更がないか、各社はその動向に留意する必要があります³。

² 12 号弁法の詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.139(2014 年 6 月号)」を参照のこと。

³ 現在有効な指導目録は 2011 年版であるが、国家発展改革委員会は 2014 年 11 月に改正案(意見聴取稿)を公表、意見聴取を行った。詳細は「トーマツ チャイナ ニュース Vol.144(2014 年 11 月号)」を参照のこと。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited